旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。お申込みの際には必ずこの旅行条件書を十分にお読みください。

1、募集型企画旅行契約

① この旅行は、九州産交バス株式会社（熊本市西区上代 4-13-34 熊本県知事登録旅行業第 2-239 号）（以下「当社」といいます）が実施する募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約 （以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

② 契約の内容・条件は、パンフレット並びに本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約（以下「当社約款」といいます）によります。

2、旅行の申し込みと契約の成立時期

① お客さまは、当社指定の WEB 予約システム（以下「当社ら」という）を利用し、ご予約・決済を完了することにより、お申し込みが成立するものとします。

② 旅行契約は、当社が予約を受領し、契約の締結を承諾したときに成立します。

③ 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし契約取引を行います。

④ 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

⑤ 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

⑥ 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3、お申し込み条件

① 18 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。

② 以下に該当する方は本ツアーへご参加いただけません。
呼吸器（肺）疾患の方、心臓病疾患の方、ペースメーカーを装着されている方、ぜんそくの方、体調不良の方

③ 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

④ 慢性疾患をお持ちの方、身体に障がいをお持ちの方、健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方などで、手配等特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行申込み時にお申し出下さい。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とさせていただきます。

⑤ 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

⑥　当社は、お客さまが次の（ア）から（エ）のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

(ア) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

(イ) お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(ウ) お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

(エ) お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑦　その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4、契約の成立と契約書面・確定書面の交付

①　旅行契約（通信契約）は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知が到達した時に成立するものとします。

②　当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面はホームページ、本旅行条件書などにより構成されます。

③　契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」という）を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。なお、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

④　同項②および③に記載する契約書面等は電磁的方法のみで交付するものとし、お客さまはそれを承諾する場合に限り契約を締結できるものとします。

5、旅行代金に含まれるもの

①　旅行日程に明示した運送機関の運賃及び消費税等諸税。

②　その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6、旅行代金に含まれないもの

前項の①から②のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

①　空港施設使用料

②　クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及び それに伴う税・サービス料。

③　運送機関が課す付加運賃･料金但し旅行代金に含めた場合を除く

④　自宅から発着地までの交通費･宿泊費

⑤　傷害・疾病に関する医療費

7、内容の変更

①　旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当

該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

なお、火口見学については、火山ガス濃度等の自然条件や気象状況、また関係機関の指示により、急遽立ち入りが規制されることがあります。その場合は火口見学ができないことがありますのであらかじめご了承ください。

② 旅行代金の変更

(ア) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、パンフレットに記載の基準期日以降に著しい経済情勢の変 化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更すること があります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客さまに その旨を通知します。

(イ) 本項（ア）の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行 代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起 算して 30 日以内に払戻しいたします。

(ウ) 本項①の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提 供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービス の提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。

(エ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行 契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した ところにより旅行代金の額を変更します。

8、お客さまの交替

(1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

(2) 本頂(1)の契約上の地位譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以降、契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

(3) 当社は、利用運送機関・宿泊機関が旅行者の交替に応じない等の理由により、お客様の交替をお断りする場合があります。

9、取消料

お申し込み後、お客さまのご都合で旅行を取り消される場合は、旅行開始日の前日から起算して、次の料率で取消料をいただきます。

旅行契約解除の時期	取消料
旅行開始日 2 日前まで	無料
旅行開始日の前日	旅行代金の 20%
旅行開始日当日	旅行代金の 30%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

10、旅行開始前の解除

① お客さまの解除権

(ア) お客さまは前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

(イ) お客さまは次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

① 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 7 項に掲げるその他の重要なものである場合に限ります。

② 第 7 項②に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

③ 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④ 当社がお客さまに対し、第 2 項に記載の最終旅行日程表がある場合で同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

⑤ 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

② 当社の解除権

次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

(ア) お客さまが当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

(イ) お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

(ウ) お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

(エ) お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(オ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した 旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③ 当社は本項②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

11、最少催行人員

1 名

12、添乗員等

添乗員、ガイドは同行いたしません。

13、当社の責任

① 当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

② お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等)の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項①の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

③　お荷物の損害については本項①の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人 15 万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。ただし、お客さまの故意過失に起因する損害について当社は一切の責任を負わないものとします。

14、お客さまの責任

①　お客さまの故意又は過失により当社または第三者が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。

②　お客さまは、当社から提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

③　お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

15、特別補償

①　当社は、第 13 項①に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客さまが企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として 1500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフイルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。

②　当社が、募集型企画旅行契約約款第 27 条第 1 項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

③　お客さまが旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライ ダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故による ものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

④　地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。

16、旅程保証

①　当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第 13 項①の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部 として支払います。

(ア) 次に掲げる事由による変更 イ天災地変、ロ戦乱、ハ暴動、ニ官公署の命令、ホ運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、ヘ当初の運行計画によらない運送サービスの提供、ト旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(イ) 第 10 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さまおひとりに対して一旅行につき旅行代金に 15%を乗じた額を 限度と

します。また、お客さまおひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

② 当社は、お客さまの同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更		変更補償金額＝ 1件につき下記の率×お支払対象旅行代金	
		旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日の以降に お客様に通知した場合
①	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
④	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤	上記①～④に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注 1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行 開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客さまに通知した場合をいいます。注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。注 3 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。注 4 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。 注 5 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。注 6 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず、第 9 号によります。

17、個人情報の取り扱いについて

① 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送･宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

② 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス。その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがありますが、これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。

③　上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。

18、その他

①　ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客さまご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

②　当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

③　この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

19、旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日はパンフレット等に明示した日となります。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員
九州産交バス株式会社
熊本県知事登録旅行業第 2-239 号